

※感染症の種類により、登園許可書（医師記載）又は登園届（保護者記載）を園に提出してください。

<h2 style="margin: 0;">登 園 許 可 書 (医師記載)</h2>		
保護者名 _____	殿	
入園児氏名 _____		
病名「 _____ 」		
年 月 日から登園可能と判断します。		
_____年_____月_____日		
医療機関		
医 師 名 _____		印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

病 名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす（※）
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。5日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから

（※）「感染しやすい期間」や「登園のめやす」の日数を数えるに当たっては、解熱した当日や、主な症状が消えた当日は含みません。それぞれ、解熱した翌日や、主な症状が消えた翌日を1日目として数えます。